



株式会社シノケングループ  
証券コード8909

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、皆様の安全や安心を最優先とし、健康状態にかかわらず、株主総会へのご来場を極力お控えいただくようお願い申し上げます。なお、座席数の関係上、やむを得ずご入場をお断りさせていただく場合もございます。また、書面による事前の議決権行使、インターネットによる議決権行使の積極的なご利用を併せてお願い申し上げます。

# 第32回 定時株主総会 招集ご通知

## 日時

2022年3月30日（水曜日）  
午前10時（受付開始午前9時）

## 場所

福岡市博多区住吉一丁目2番82号  
グランドハイアット福岡 3階  
ザ・グランド・ボールルーム

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

世界中のあらゆる世代の  
ライフサポートカンパニー



ごあいさつ

当社第32回定時株主総会を2022年3月30日(水曜日)に開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当社グループは、30年以上にわたり、会社員層を中心とした現役世代の将来不安を解決する資産づくりの手段として、現行のアパートメント経営モデルを開発し、全国に普及させてまいりました。現在は6つのセグメントで、お客様の人生に寄り添いサポートする「ライフサポートカンパニー」としてユニークなビジネスモデルを展開しております。

2021年12月期の業績は、売上高963億円、経常利益89億円と、増収増益を達成できました。これもひとえに、株主様をはじめ、ステークホルダーの皆様のご支援の賜物であり、心より御礼申し上げます。

世界では今、パンデミックや気候変動問題等、様々な地球規模の課題に直面しています。

当社グループのビジョンである、「世界中のあらゆる世代のライフサポートカンパニー」がまさに必要とされていることを再認識し、将来不安や社会課題を解決するソリューションの提供を通じて、企業価値の向上と持続可能な社会構築を両立するサステナビリティ経営を推進してまいります。

今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2022年3月

代表取締役社長

篠原英明



# Vision

世界中のあらゆる世代の  
ライフサポートカンパニー

創業以来30年をかけて日本で不動産流通のあり方を革新し、新たに確立したお客様の生涯を通して寄り添うシノケン独自のライフサポートモデルを、今度は日本から世界へ、国境を超え、子や孫の世代へ広めていきます。

# Mission

REaaSで人々や社会の  
課題を解決する

ビジネスモデルの革新とテクノロジーの融合により、より多くの人々が手軽に安全に少額から不動産取引がしやすくなるREaaSを推進することで、将来の経済的不安だけでなく、現在起きている介護問題や労働者不足等を含む様々な社会課題を解決していきます。

REaaS=Real Estate as a Service（リアーズ=不動産のサービス化）

# Value

- ・ お客様の成功がすべて
- ・ 感謝の気持ちを忘れない
- ・ チャレンジスピリッツ

創業以来のグループ全社員共通の基本行動規範として、ビジョン・ミッションを成し遂げていく不変の価値観です。

株主の皆様へ

証券コード 8909

2022年3月11日

福岡市中央区天神一丁目1番1号

**株式会社シノケングループ**

代表取締役社長

篠原 英明

## 第32回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第32回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会へのご来場を見合わせ、書面又はインターネットにより事前に議決権を行使いただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。

なお、書面又はインターネットによって議決権を行使いただく場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使についてのご案内（6～7頁）に記載の方法により、**2022年3月29日（火曜日）午後5時まで**に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

|   |           |   |                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---|-----------|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 日         | 時 | <b>2022年3月30日</b> （水曜日）<br>午前10時（受付開始：午前9時）                                                                                                                                                                                                            |
| 2 | 場         | 所 | 福岡市博多区住吉一丁目2番82号<br><b>グランドハイアット 福岡 3階 ザ・グランド・ボールルーム</b><br>(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)                                                                                                                                                                   |
| 3 | 株主総会の目的事項 |   | <b>報告事項</b><br>1. 第32期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、<br>連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算<br>書類監査結果報告の件<br>2. 第32期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類の<br>内容報告の件<br><b>決議事項</b><br>第1号議案 剰余金の処分の件<br>第2号議案 定款一部変更の件<br>第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件<br>以上 |

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会当日におけるお土産の配布は実施いたしません。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（下記URL）に掲載させていただきます。
- 事業報告の「新株予約権等の状況」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であり、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

当社ウェブサイト <https://www.shinoken.co.jp/>



### 新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染予防及び拡大防止のため、株主の皆様の安全を第一に考え、株主総会の開催方針を以下のとおりとさせていただきます。

- 事前に書面（郵送）又はインターネットにより議決権をご行使いただき、健康状態にかかわらず、当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。
- 感染拡大防止のため、座席の間隔を広げることから、ご用意できる席数が例年より減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほどお願い申し上げます。
- 感染拡大防止のため、ご入場時に検温をさせていただきます。37.5度以上の発熱がある方や、体調不良と思われる方は、ご入場をお断りする場合がございます。
- 株主総会にご出席の皆様には、株主総会会場内にてマスクの着用をお願い申し上げます。
- 株主総会に出席する役員及び当社スタッフは、マスク着用で対応させていただきます。
- 本総会においては、感染拡大防止のため、開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の説明は簡潔にさせていただきます。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいたくださいますようお願い申し上げます。
- 今後の感染拡大の状況次第では、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合があります。その場合は、当社ウェブサイト（<https://www.shinoken.co.jp/>）にてお知らせいたします。当日ご来場いただく場合でも、事前に当社ウェブサイトを必ずご確認くださいようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、大変ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解、ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 議決権行使についてのご案内

### 議決権行使書のご記入方法

こちらに各議案の  
賛否をご記入ください。

第3号議案(下の候補者を除く)

|     |     |
|-----|-----|
| (賛) | (賛) |
| (賛) | (否) |

### 第1号・2号議案について

賛成の場合→ **賛** に○印

反対の場合→ **否** に○印

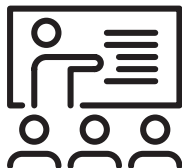
### 第3号議案について

全員賛成の場合→ **賛** に○印

全員反対の場合→ **否** に○印

一部候補者に反対の場合→ **賛** に○印をし、  
反対する候補者番号を隣の空欄に記入

株主総会への出席により  
議決権を行使していただく場合



同封の議決権行使書をご持参いただき、株主総会当日に**会場受付にご提出**ください。

書面（郵送）により  
議決権を行使していただく場合



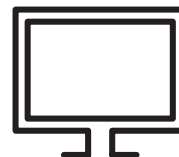
同封の議決権行使書に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。なお、各議案につきまして賛否を表示せずに提出された場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

\* 同封の「議決権行使書・記載面保護シール」をご利用ください。

行使  
期限

2022年3月29日(火曜日)  
午後5時到着分まで

インターネットにより  
議決権を行使していただく場合



当社指定の議決権行使サイト  
<https://www.tosyodai54.net>  
にて各議案に対する賛否をご入力ください。詳細は7頁をご覧ください。

行使  
期限

2022年3月29日(火曜日)  
午後5時入力完了分まで



インターネットにより議決権を行使される場合は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から当社の指定する議決権行使サイトにアクセスし、画面の案内に従ってご行使くださいようお願い申し上げます。

### 当社の指定する議決権行使サイト

<https://www.tosyodai54.net>



バーコード読取機能付のスマートフォン又は携帯電話を利用して左の2次元コードを読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちのスマートフォン又は携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

### 議決権行使期限

**2022年3月29日（火曜日）午後5時入力完了分まで**

#### ① 議決権行使サイトへアクセス



<https://www.tosyodai54.net>  
「次へすすむ」をクリック

#### ② ログインする



お手元の議決権行使書に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

#### ③ パスワードの入力



お手元の議決権行使書に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

### 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

※インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使  
に関するお問い合わせ

サポート専用ダイヤル（受付時間 9:00～21:00）

フリーダイヤル 0120-88-0768

機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

## 事業報告 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

### 1 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ①事業の経過及び成果

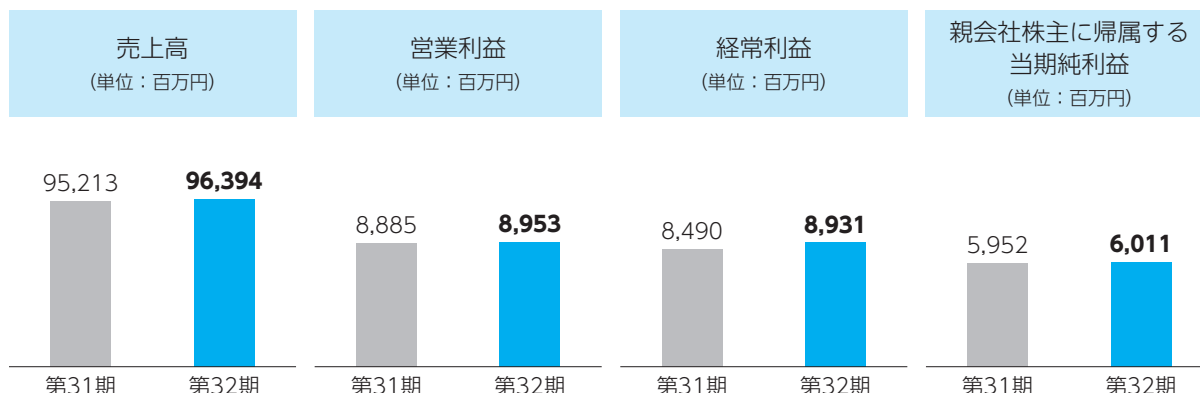
当社グループは、1990年の創業以来、特に会社員層の将来不安を解消するため、「人生100年時代を見据えた資産づくり」を目的としたアパートメント経営の新たなビジネスモデルを構築してまいりました。現在では、「世界中のあらゆる世代のライフサポートカンパニー」というビジョンのもと、不動産セールス、不動産サービス、ゼネコン、エネルギー、ライフケアの各事業や、不動産ファンド・REITの組成、海外での事業展開等、幅広く事業を推進し、グループシナジーを活かしたサービスを提供するとともに、事業全般においてサステナブルな社会構築に貢献すべく、様々な取組みを実施しております。

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスワクチンの接種が進む等、感染防止策の効果により、年末にかけて徐々に経済活動への影響は緩和されたものの、年明け以降、新型コロナウイルスの新たな変異株による感染が再拡大し、いまなお先行き不透明な状況が続いております。一方で、ウィズコロナ・アフターコロナ時代においても必要不可欠な生活の三大要素のひとつである「住」を構成し、景気への影響が長引く中でも高い入居者ニーズのある賃貸住宅を用いた資産づくりに対する需要は底堅い状況が続いております。

このような事業環境の下、当社グループにおきましては、お客様を始めとする関係者の皆様並びに従業員の安全確保を重視するとともに、各拠点において新型コロナウイルス感染拡大防止対策を徹底し、営業活動を継続しております。また、各事業セグメント間でシナジーを創出し、M&Aや新規事業、DXを推進する等、グループ全体の持続的な成長及び企業価値の向上に努めてまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の当社グループの業績は、売上高は963億94百万円（前期比1.2%増加）、営業利益は89億53百万円（前期比0.7%増加）、経常利益は89億31百万円（前期比5.1%増加）、親会社株主に帰属する当期純利益は60億11百万円（前期比0.9%増加）となりました。

##### <ご参考>連結財務ハイライト



セグメント別の業績の概況は次のとおりであります。

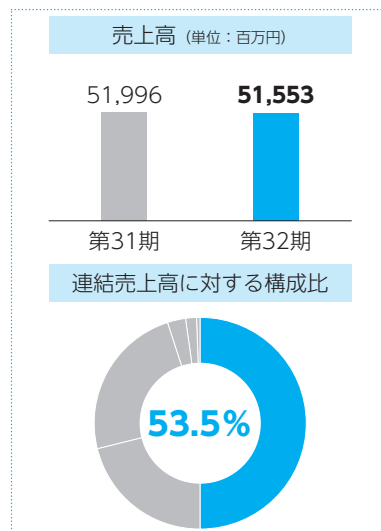
## 不動産セールス事業

B 2 C向け及びB 2 B向けに、アパートメントの企画・開発・施工・販売及びマンションの企画・開発・販売等

アパートメント販売では、会社員層を中心に、アパートメント経営を通じた将来の資産づくりのご提案に努めてまいりました。立地条件やデザイン性に加え、時代の変化に合わせ顧客体験（UX）を向上させた物件の強みを活かし、新規受注(契約)、及び既存顧客からの追加受注を獲得したことでB 2 C向け販売が順調に推移し、目標の利益率も確保することができました。

マンション販売では、首都圏において都会的で利便性の高いデザイン性を重視したデザイナーズ仕様の物件をB 2 C向けに販売していることに加え、B 2 B向け販売も強化してまいりました。

これらの結果、売上高は515億53百万円となりました。



（注）売上高は、セグメント間の内部売上高又は振替高を含む金額を記載しております。

## 不動産サービス事業

アパートメント及びマンション等の賃貸管理、賃貸・売買仲介、マンション管理及びビル管理、入居者向け家賃等の債務保証、アセットマネジメント、投資運用業、不動産テクノロジー関連、少額短期保険

賃貸物件のオーナー様より管理を受託している賃貸管理戸数は当連結会計年度末において42,210戸となり、当連結会計年度中の平均入居率は約99%と高い水準で推移しております。また、分譲マンションの管理組合様より管理を受託しているマンション管理戸数は当連結会計年度末において7,467戸となり、物件の資産価値の維持・向上及び管理組合様向けサービスの向上に努めております。賃貸管理戸数、マンション管理戸数の他、家賃等の債務保証件数、保険契約数等も堅調に増加いたしました。

賃貸管理戸数等の増加に伴い、各種サービス提供による収入が堅調に増加した他、さらなる成長のためデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進し、トラストDXや入居者アプリを開発、リリースいたしました。

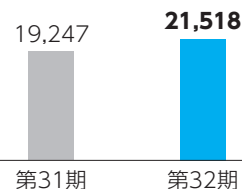
これらの結果、売上高は215億18百万円となりました。



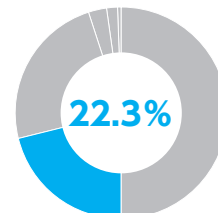
紹介動画



売上高（単位：百万円）



連結売上高に対する構成比



（注）売上高は、セグメント間の内部売上高又は振替高を含む金額を記載しております。

# ゼネコン事業

ビル、マンション、個人住宅等の企画・設計・建築請負全般

(株)小川建設は、明治42年創業の老舗ゼネコンであり、110年を超える歴史と技術、信頼と実績により、既存顧客からのリピート受注のみならず、幅広い顧客への営業活動を展開しております。当連結会計年度は、2022年以降の完成工事を含む幅広い受注を積み増すとともに、受注済みの請負工事も順調に進捗いたしました。

これらの結果、売上高は243億39百万円となりました。



売上高 (単位：百万円)

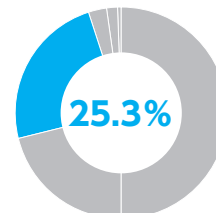
23,403

**24,339**

第31期

第32期

連結売上高に対する構成比



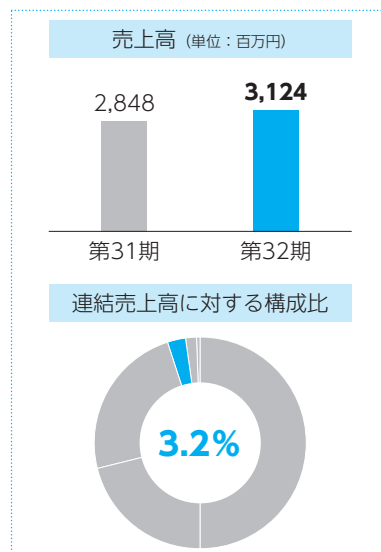
(注) 売上高は、セグメント間の内部売上高又は振替高を含む金額を記載しております。

## エネルギー事業

ＬＰガスの小売販売（ＬＰＧリテール）及び電力の小売販売（パワーリテール）

エネルギー事業は、ＬＰガスの小売販売（ＬＰＧリテール）と電力の小売販売（パワーリテール）の２事業で構成されており、入居者様にとって入居時の契約のしやすさとリーズナブルな価格提案が強みであります。当連結会計年度末においての契約件数は、ＬＰＧリテールが41,967件、パワーリテールが26,129件と、順調に推移いたしました。

これらの結果、売上高は31億24百万円となりました。



（注）売上高は、セグメント間の内部売上高又は振替高を含む金額を記載しております。

# ライフケア事業

サービス付き高齢者向け住宅・通所介護（デイサービス）施設・認知症対応型グループホーム・小規模多機能型居宅介護施設の運営、訪問介護サービス及び居宅介護支援、障がい者向けサービス等

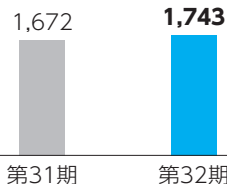
高齢者向け介護及び障がいのある児童のサポートに関連する各施設を主として保有しており、要介護度に応じた施設とサービスクオリティを継続して改善、充実させてきたことにより、各施設で高稼働率を維持しております。

2021年6月にサ高住「寿らいふ 石神井台」の新規オープンに伴う一過性のコストがかかったものの、オープン後まもなく満室となり、サ高住全体での稼働率は98.5%となりました。グループホームの稼働率も99.3%と高水準で推移しています。

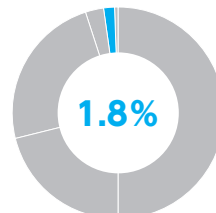
これらの結果、売上高は17億43百万円となりました。



売上高（単位：百万円）



連結売上高に対する構成比



（注）売上高は、セグメント間の内部売上高又は振替高を含む金額を記載しております。

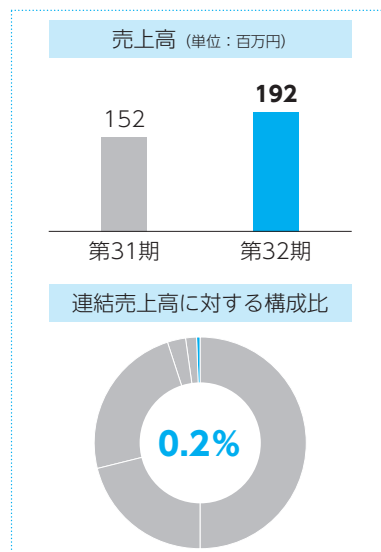
## その他

### 海外事業等

インドネシア首都ジャカルタ中心部で「桜テラスシリーズ」のサービスアパートメントを開発から施工・運営まで一貫体制で展開しており、桜テラス第2号が実稼働を開始し、続く桜テラス第3号も竣工に向けて順調に開発を進めております。また、投資家との投資一任契約に基づく投資一任運用サービスを開始した他、インドネシアREITへの引き合い案件の整理及び組成準備を進めております。

上海においては、主に日本人駐在員向けサービスとして不動産の賃貸仲介事業を行っております。

これらの結果、売上高は1億92百万円となりました。



（注）売上高は、セグメント間の内部売上高又は振替高を含む金額を記載しております。



## トピックス

## トピックス

## B 2 B 向け商品「ミニレジ」をリリース

当社グループが開発する不動産プロダクト、すなわちアパートメント及びマンションは、立地やデザイン性を特に強みとしており、「デザイナーズアパートメント」、「デザイナーズマンション」として販売しております。B 2 B 向けビジネスを拡大するにあたり、これまでのB 2 Cでの呼称にこだわらず、B 2 B 向けプロダクトのコンセプトを見直いたしました。「デザイナーズアパートメント」を比較的規模の小さな低層型のレジデンスとして『ミニレジ』、「デザイナーズマンション」を規模の大きな『レジデンス』として物件コンセプトを再定義いたしました。また、『ミニレジ』については、従来の木造に鉄骨造（S造）を加え、さらなる商品力の強化を図っております。

| 種類   | ミニレジ                                                                                                                                                                                                                                                                                             | レジデンス                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 開発会社 | 株式会社シノケンプロデュース                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 株式会社シノケンハーモニー                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 特徴   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3階建て以下かつ延床面積300㎡未満</li> <li>・ 学生／若手社会人向け</li> <li>・ 高い機能性</li> </ul> <div>   </div> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4階建て以上又は延床面積300㎡以上</li> <li>・ 主に社会人向け</li> <li>・ 充実した設備／デザイン</li> </ul> <div>   </div> |

## 「賃貸住宅に強い建築会社ランキング2021」で全国第1位を獲得 (全国賃貸住宅新聞 第1466号)

土地活用と自社開発の2つのカテゴリのうち、自社開発（用地選定・仕入の段階から自社で行う物件）の「着工数」ランキングにおいて2019年まで5年連続で第1位、2021年発表の2020年年間「完工数」ランキングでも第1位となり、6年連続の第1位となりました。

## コロナワクチン職域接種の実施対象を 当社管理物件の入居者様向けにも拡張

2021年6月27日から順次開始した新型コロナウイルスワクチンの職域接種において、当社グループは、接種対象を当社グループ従業員とご家族・お取引先に加え、首都圏における当社グループが管理する物件にご入居されているお客様にも拡大いたしました。

当時、新型コロナウイルスは、感染しても無症状が多く、活発に動き回る、20代30代の若年層を中心に拡大しており、高齢者への感染拡大の原因にもなっているとも言われておりました。

当社グループが管理するワンルーム仕様の賃貸住宅（職域接種実施当時、2021年5月末時点で1万4,582世帯）には、多くの20代30代の若年層にご入居いただいていたことから、ワクチン接種対象を入居者様にも拡げることで感染拡大防止に効果的に繋がると考えました。

結果的に500名を超える入居者様からのお申込みをいただき、当社東京本社のセミナールームにおいて円滑に実施することができました。

## 賃貸管理戸数が40,000戸突破

当社グループは、会社員層でも可能な「土地から始めるアパートメント経営」のパイオニアとして、創業の地である福岡をはじめ、東京、名古屋、札幌、仙台、関西におきまして賃貸住宅を企画・開発・設計・施工・販売し、賃貸管理を受託してまいりました。この度、2021年9月末時点で四半期末時点として初めて40,000戸を突破し、連結会計年度末で42,210戸となりました。

駅徒歩10分圏内に特化した物件開発、各地域の賃貸仲介会社との連携に加え、入居者様向けのアンケート結果等に基づく、「選ばれる物件づくり」による入居者様満足度向上への取組みの結果、オーナー様の賃貸住宅経営の成功に欠かせない入居率は、創業当初からの物件も含め、2021年の年間平均で約99%を実現しております。



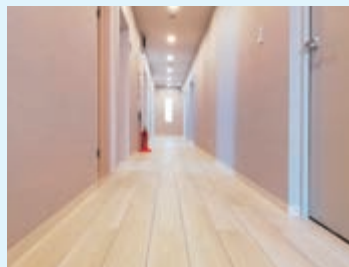
## 大阪にインドネシア人材のための寮「青雲館」竣工

当社グループは、インドネシアに拠点を持つ強みを活かし、同国内のヌディワルヨ大学及びSTIKES Bethesda Yakkumと、人材確保に関して提携しております。

所定の試験に合格後、特定技能1号の在留資格を活用し、ライフケア事業において保有・運営する介護施設へ就労します。来日・就労に際しては、株式会社シノケンオフィスサービスが窓口となり、日本への受け入れとサポートを行います。

インドネシアからの介護人材受け入れの第1陣は17名です。特定技能1号の制度を利用するために必要となる、日本語試験、介護試験にすでに合格しており、パスポートやビザの取得等の来日準備も完了しております。新型コロナウイルス感染拡大により、現状は日本ーインドネシア間の渡航が制限されていますが、往来が可能となり次第、来日し就労いたします。

「青雲館大阪」は、来日される方々が少しでも早く日本に慣れ、安心して快適に過ごせるよう、プライバシーに配慮した個室や、共に楽しく食事がとれるコミュニティスペース、開放感のある屋上テラス等、様々な工夫を凝らしています。建物構造は当社グループが豊富な経験と実績を有し得意分野とする木造であり、CO2吸収・貯蔵効果等、環境の面からもSDGsに貢献する仕様となっています。



## 株式会社ルミナスを設立

みんなの「かがやく」をつくる



当社グループのライフケア事業を統括している株式会社シノケンウェルネスが、既存の高齢者向け介護サービスのみならず、障がいのある方向けのサービスへと事業領域を拡大するために、「株式会社ルミナス」（以下、「ルミナス」といいます。）を設立いたしました。

障がい者向けのサポートは、社会的意義の高い事業であると強く認識しており、企業としての社会的責任とスピード感をもって直接的に支援の幅を広げていきたいと考えております。グループ会社が福岡にて運営していた放課後等デイサービス「キッズライフ東福岡」の事業承継をはじめ、障がい者向けのサポート事業をルミナスに集約し、ご利用者の方々に高品質のサービスを提供できる体制を整備してまいります。その後、地域ごとのニーズをふまえ、順次拡大していく予定です。

## コンピュータシステム株式会社を子会社化



ソフトウェア開発等を行う、コンピュータシステム株式会社（以下、「CSC」といいます。）の全株式を取得し、完全子会社化いたしました。当社グループは「REaaSで人々や社会の課題を解決する」ことをミッションとし、テクノロジー領域の強化を重点戦略領域として位置付け、デジタルトランスフォーメーション（DX）を強力に推進しており、国土交通省による「ITを活用した重要事項説明に係る社会実験」への参加、デジタルIDによる「トラストDXプラットフォーム」の推進、各種アプリによるサービスの電子化、基幹システムの刷新等、具体的な取り組みを進めております。

CSCは、1990年の設立以来、ソフトウェアの開発及び運用・保守、技術者教育、SES（システムエンジニアリングサービス）事業等を展開しており、様々な業種の基幹系システムの開発から、アプリの開発まで幅広く対応してきた実績があり、当社グループのニーズと合致いたしました。

## 桜テラス第2号竣工

当社グループのインドネシア現地法人であるPT. Shinoken Development Indonesiaが同国の首都ジャカルタの中心部で開発するサービスアパートメント、桜テラス第2号が竣工いたしました。



物件のロケーションはジャカルタの中心部、日本でいう新宿・渋谷のような活気のあるエリアで、最寄り駅は徒歩約10分、現在計画中のLRT（軽量軌道交通）が開通すれば、その新駅からもアクセス可能となります。マンスリー／デイリーのいずれでも利用可能な家具家電付きのサービスアパートメントとして、1泊からの出張利用からマンスリーや長期ステイまで幅広い顧客をターゲットとした運営を計画しております。

当社グループは、外資系でインドネシア唯一のREITライセンスホルダーとして、REITへの売却という出口シナリオも描くことができ、将来的にはより規模の大きい物件の開発も視野に、海外事業が当社グループの事業ポートフォリオにおいて存在感を示すセグメントとなるよう、注力してまいります。

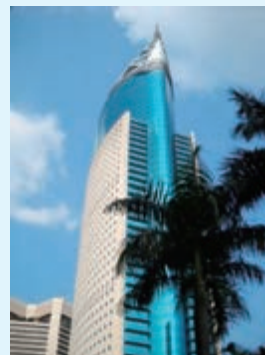
## 「不動産のトラストDXプラットフォーム」をリリース

業界初、不動産売買領域において、マイナンバーカードと連携したデジタルIDによる公的個人認証サービスを導入し、本人確認も含めデジタル上で不動産売買契約が完結します。将来的には「融資申込」「決済」「登記」に至るまで完結できるようにする計画です。



## シノケンアセットマネジメントインドネシアが投資一任運用サービスを開始

投資一任契約に基づき、投資家とファンドマネージャー間で決めた投資方針に従って運用を行うという、投資家の嗜好に沿ったテーラメイドな運用サービスです。



## 全社用車から排出されたCO2をオフセット (実質ゼロ化)

当社グループの営業車両等全社用車144台から、2020年9月～2021年8月の1年間に排出されたCO2（324トン）につき、国の制度であるJクレジット制度を通してオフセットいたしました。



# シノケングループ 事業会社一覧

## 不動産セールス

シノケンプロデュース  
シノケンハーモニー

## 不動産サービス

シノケンファシリティーズ  
└ バッチリ賃貸  
シノケンアメニティ  
シノケンコミュニケーションズ  
シノケンアセットマネジメント  
REaaS Technologies  
ジック少額短期保険 持分：50.0%

## ゼネコン

小川建設  
└ 小川建物

## エネルギー

エスケーエナジー  
└ エスケーエナジー名古屋  
└ エスケーエナジー東京  
└ エスケーエナジー仙台  
└ エスケーエナジー大阪

## ライフケア

シノケンウェルネス  
└ アップルケア  
└ フレンド  
└ ルミナス

## 海外

SKG INVEST ASIA（香港）  
└ 希諾建物業經營管理有限公司 上海  
└ PT. Shinoken Development  
Indonesia インドネシア  
└ PT. Shinoken Asset  
Management  
Indonesia 持分：85.0%  
└ PT. Mustika Cipta Kharisma  
インドネシア  
└ Shinoken & Hecks Pte Ltd.  
シンガポール 持分：34.0%

## 持分法適用関連会社

プロパスト  
持分：35.8%  
東証JASDAQ：証券コード3236

## 上記以外の連結子会社

シノケンオフィスサービス 他、6社

セグメント別の売上高は、次のとおりであります。

| セグメント名称   | 第31期<br>(2020年12月期) |         | 第32期<br>(2021年12月期) |         |         |
|-----------|---------------------|---------|---------------------|---------|---------|
|           | 売上高 (百万円)           | 構成比 (%) | 売上高 (百万円)           | 構成比 (%) | 増減比 (%) |
| 不動産セールス事業 | 51,996              | 54.6    | 51,553              | 53.5    | △0.8    |
| 不動産サービス事業 | 19,247              | 20.2    | 21,518              | 22.3    | 11.7    |
| ゼネコン事業    | 23,403              | 24.6    | 24,339              | 25.3    | 3.9     |
| エネルギー事業   | 2,848               | 3.0     | 3,124               | 3.2     | 9.6     |
| ライフケア事業   | 1,672               | 1.8     | 1,743               | 1.8     | 4.2     |
| その他       | 152                 | 0.1     | 192                 | 0.2     | 25.8    |
| 調整額       | △4,107              | △4.3    | △6,076              | △6.3    | －       |
| 計         | 95,213              | 100.0   | 96,394              | 100.0   | 1.2     |

(注) 各セグメント売上高は、セグメント間の内部売上高又は振替高を含む金額を記載しております。

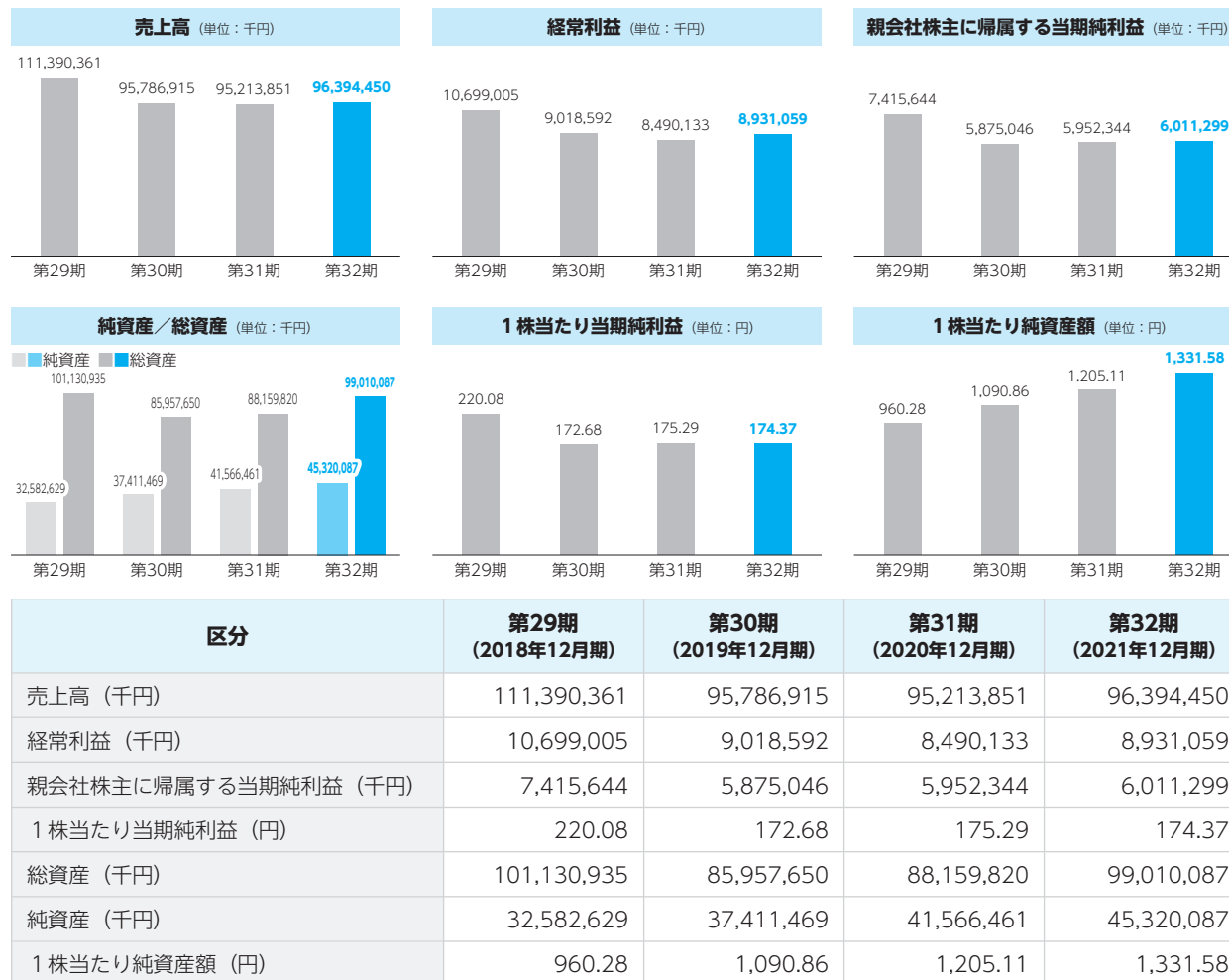
## ②設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は10億59百万円であり、主にL P ガス供給設備及び介護施設用不動産であります。

## ③資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は自己資金及び借入金により充当し、借入金につきましては金融機関を中心に長期借入金及び短期借入金として調達いたしました。

## (2) 財産及び損益の状況の推移



- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数によりそれぞれ算出し、表示単位未満は四捨五入しております。なお、期中平均発行済株式総数と期末発行済株式総数については、自己株式数を控除して用いております。
2. 1株当たり情報の算定上の基礎となる「1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数」及び「1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数」は、「従業員株式給付信託（J-E S O P）」制度の信託財産として株式給付信託が保有する当社株式を控除しております。
3. 2018年7月1日を効力発生日として、株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額については、第29期の期首に株式分割が行われたと仮定して算定しております。

### (3) 重要な子会社の状況 (2021年12月31日現在)

| 名 称                               | 資本金 (千円) | 議決権比率 (%) | 主要な事業内容       |
|-----------------------------------|----------|-----------|---------------|
| (株) シ ノ ケ ン プ ロ デ ュ ー ス           | 495,000  | 100.0     | 不動産セールス事業     |
| (株) シ ノ ケ ン ハ ー モ ニ ー             | 30,000   | 100.0     | 不動産セールス事業     |
| (株) シ ノ ケ ン ファ シ リ テ ィ ー ズ        | 50,000   | 100.0     | 不動産サービス事業     |
| (株) シ ノ ケ ン コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン ズ   | 99,000   | 100.0     | 不動産サービス事業     |
| (株) シ ノ ケ ン ア セ ャ ッ ト マ ネ ジ メ ン ト | 100,000  | 100.0     | 不動産サービス事業     |
| (株) 小 川 建 設                       | 95,000   | 100.0     | ゼ ネ コ ン 事 業   |
| (株) エ ス ケ ー エ ナ ジ ー               | 52,500   | 100.0     | エ ネ ル ギ ー 事 業 |
| (株) シ ノ ケ ン ウ ェ ル ネ ス             | 95,000   | 100.0     | ラ イ フ ケ ア 事 業 |

(注) 連結子会社は32社であります。

### (4) 対処すべき課題

当社グループは、さまざまな環境の変化にも柔軟に対応できる経営基盤を築いており、オーナー様や入居者様、及びそのご家族を含め、お客様の生涯を通して寄り添う「ライフサポートカンパニー」として、各種の課題へ対応しております。

新型コロナウイルス感染拡大に対しては、今後も不透明な状況が続くことを想定しておりますが、当社グループとしては、新しい生活様式に合わせた商品開発やDXの推進、新規事業開発等、新たな時代に向けて進化するスピードを落とすことのないよう取り組んでまいります。

不動産セールス事業においては、販売機会の拡大とリスクマネジメントの観点から販売チャネルの多様化を進めております。B2Bチャネルの強化策として、2020年5月に設立したシノケンリート投資法人の東京証券取引所への上場を目指しており、B2Cだけに依存しない販売体制を構築してまいります。

半導体不足等の国内外のサプライチェーンの不確実性については、注視する必要があるものの、当社グループの強みであるスピードと柔軟性を活かし、安定した調達ルートを確認してまいります。

ゼネコン事業やライフケア事業における人材不足の問題に対しては、インドネシアからの特定技能人材を確保するルートを既に開拓しており、コロナ禍により足止めを余儀なくされていますが、入国規制の解除とともに、速やかに入国手続と現場への配属を実施してまいります。

気候変動問題や人権問題等の世界規模で顕在化してきている諸課題に対しては、中長期的な視点をもって、財務面だけでなく、非財務面での取り組みや戦略の重要性を認識し、適切に対処しながら、持続可能な成長と社会の構築を両立するサステナビリティ経営を推進してまいります。

## (5) 取締役会による剰余金配当等の権限行使に関する方針

当社は、利益配分を含む株主価値の持続的な向上を目指しております。

そのために、効率的な経営体質の整備と積極的な営業活動を推進し、経済環境に左右されることのない安定的かつ継続的な収益基盤を確立することで、財務の健全性を維持しつつ、持続的な成長や企業価値向上に資する投資に活用するための内部留保の充実を図ります。その上で、資本効率の状況及び当社を取り巻く経営環境を勘案し、自己株式の取得も含めた安定的かつ機動的な株主還元を行うことを基本方針といたします。

## (6) 主要な事業内容（2021年12月31日現在）

| 事業区分      | 主 な 内 容                                                                                      |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 不動産セールス事業 | B 2 B及びB 2 C向けに、アパートメントの企画・開発・施工・販売及びマンションの企画・開発・販売等                                         |
| 不動産サービス事業 | アパートメント及びマンション等の賃貸管理、賃貸・売買仲介、マンション管理及びビル管理、入居者向け家賃等の債務保証、アセットマネジメント、投資運用業、不動産テクノロジー関連、少額短期保険 |
| ゼネコン事業    | ビル、マンション、個人住宅等の企画・設計・建築請負全般                                                                  |
| エネルギー事業   | L Pガスの小売販売（L P Gリテール）及び電力の小売販売（パワーリテール）                                                      |
| ライフケア事業   | サービス付き高齢者向け住宅・通所介護（デイサービス）施設・認知症対応型グループホーム・小規模多機能型居宅介護施設の運営、訪問介護サービス及び居宅介護支援、障がい者向けサービス等     |
| その他の      | 海外事業等                                                                                        |

## (7) 主要な営業所 (2021年12月31日現在)

①当社 本社：福岡市中央区、東京都港区

### ②子会社

|                                 |           |
|---------------------------------|-----------|
| (株) シ ノ ケ ン プ ロ デ ュ ー ス         | 本社：東京都港区  |
| (株) シ ノ ケ ン ハ ー モ ニ ー           | 本社：東京都港区  |
| (株) シ ノ ケ ン フ ァ シ リ テ ィ ー ズ     | 本社：福岡市中央区 |
| (株) シ ノ ケ ン コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン ズ | 本社：福岡市中央区 |
| (株) シ ノ ケ ン ア セ ャ ャ マ ネ ジ メ ン ト | 本社：東京都港区  |
| (株) 小 川 建 設                     | 本社：東京都新宿区 |
| (株) エ ス ケ ー エ ナ ジ ー             | 本社：福岡市中央区 |
| (株) シ ノ ケ ン ウ ェ ル ネ ス           | 本社：東京都港区  |

## (8) 従業員の状況 (2021年12月31日現在)

### ①企業集団の従業員の状況

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------|-------------|
| 855名 | 45名増        |

(注) 従業員数は就業員数であり、準社員・パートタイマー等233名を含んでおりません。

### ②当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 14名  | 3名増       | 38.7歳 | 2.9年   |

(注) 従業員数は当社から子会社等への出向者を除く就業人員であります。

## (9) 主要な借入先の状況 (2021年12月31日現在)

### ①企業集団の主要な借入先の状況

| 借入先            | 借入額          |
|----------------|--------------|
| 株式会社 西日本シティ銀行  | 11,818,993千円 |
| 株式会社 日本政策金融公庫  | 2,781,390千円  |
| 株式会社 商工組合中央金庫  | 2,140,409千円  |
| 株式会社 九州リースサービス | 2,044,000千円  |
| 株式会社 東京スター銀行   | 1,502,000千円  |

### ②当社の主要な借入先の状況

| 借入先           | 借入額         |
|---------------|-------------|
| 株式会社 島根銀行     | 1,000,000千円 |
| 株式会社 日本政策金融公庫 | 286,100千円   |
| 株式会社 静岡銀行     | 240,000千円   |
| 株式会社 百十四銀行    | 170,000千円   |
| 株式会社 広島銀行     | 141,200千円   |

## 2 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2021年12月31日現在)

①発行可能株式総数 120,000,000株

②発行済株式の総数 36,380,400株

③株主数 17,023名

#### ④大株主（上位10名）

| 株主名                                                | 持株数        | 持株比率  |
|----------------------------------------------------|------------|-------|
| 篠原 英明                                              | 6,967,300株 | 20.4% |
| INTERACTIVE BROKERS LLC                            | 2,978,258株 | 8.7%  |
| 株式会社九州リースサービス                                      | 1,966,000株 | 5.7%  |
| 野村信託銀行株式会社（投信口）                                    | 1,186,400株 | 3.4%  |
| シノケングループ取引先持株会                                     | 937,800株   | 2.7%  |
| UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT    | 807,631株   | 2.3%  |
| MME 2026                                           | 716,900株   | 2.1%  |
| UBS SECURITIES LLC-HFS CUSTOMER SEGREGATED ACCOUNT | 530,800株   | 1.5%  |
| THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042                 | 476,050株   | 1.3%  |
| NORTHERN TRUST CO.(AVFC) SUB A/C NON TREATY        | 468,252株   | 1.3%  |

(注) 持株比率は自己株式(2,380,834株)のうち従業員株式給付信託(J-E S O P)口自己株式(16,100株)を除く、当社所有自己株式(2,364,734株)を控除して計算しております。

#### ⑤当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

|               | 株式の種類及び数        | 交付された役員の員数 |
|---------------|-----------------|------------|
| 取締役（社外取締役を除く） | 当社普通株式 124,300株 | 4名         |

## (2) 会社役員に関する事項

### ①取締役の状況（2021年12月31日現在）

| 会社における地位                   | 氏 名       | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                         |
|----------------------------|-----------|-----------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長              | 篠 原 英 明   | (株)シノケンプロデュース 取締役会長<br>(株)シノケンハーモニー 取締役会長<br>(株)エスケーエナジー 取締役会長  |
| 取 締 役 員<br>専 務 執 行 役 員     | 霍 川 順 一   | (株)シノケンコミュニケーションズ 代表取締役社長                                       |
| 取 締 役 員<br>常 務 執 行 役 員     | 三 浦 義 明   | 営業本部 セールスマネジメント<br>(株)シノケンハーモニー 代表取締役社長<br>(株)シノケンウェルネス 代表取締役社長 |
| 取 締 役 員<br>執 行 役 員         | 玉 置 貴 史   | 企画・管理本部長<br>(株)シノケンプロデュース 代表取締役社長<br>(株)シノケンファシリティーズ 代表取締役社長    |
| 取 締 役                      | 入 江 浩 幸   | (株)西日本フィナンシャルホールディングス 執行役員<br>(株)西日本シティ銀行 代表取締役副頭取              |
| 取 締 役<br>( 常 勤 監 査 等 委 員 ) | 坂 田 實     |                                                                 |
| 取 締 役<br>( 監 査 等 委 員 )     | 井 上 勝 次   |                                                                 |
| 取 締 役<br>( 監 査 等 委 員 )     | 安 田 祐 一 郎 | 税理士法人 淀屋橋総合会計 代表社員<br>(有)淀屋橋総合会計 代表取締役社長<br>(株)淀屋橋不動産鑑定 代表取締役社長 |
| 取 締 役<br>( 監 査 等 委 員 )     | 前 川 康 子   | (株)A I B J 代表取締役                                                |

- (注) 1. 当社は、2021年3月26日開催の第31回定時株主総会決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。
2. 上記のとおり、常勤の監査等委員を選定しております。常勤監査等委員を選定している理由は、執行部門の重要な会議への出席や内部監査部門等との連携、重要な各種情報収集や報告の受領等を行い、これらの情報を監査等委員全員で共有することで、監査等委員会の監査・監督の実効性を高めるためであります。
3. 当事業年度中における取締役の異動は、次のとおりであります。
- (1) 西堀敬氏は、2021年3月26日開催の第31回定時株主総会終結の時をもちまして、任期満了により取締役を退任いたしました。
- (2) 前川康子氏は、2021年3月26日開催の第31回定時株主総会において、新たに取締役に就任いたしました。

(3) 当事業年度中における取締役の地位及び担当の異動は、次のとおりであります。

| 氏 名   | 異動後                            | 異動前                                        | 異動年月日     |
|-------|--------------------------------|--------------------------------------------|-----------|
| 霍川 順一 | 取締役 専務執行役員                     | 取締役 専務執行役員<br>管理部門担当<br>管理本部長              | 2021年1月1日 |
| 玉置 貴史 | 取締役 執行役員<br>管理部門担当<br>企画・管理本部長 | 取締役 執行役員<br>不動産セールス事業/不動産サー<br>ビス事業セグメント担当 | 2021年1月1日 |

4. 当事業年度末日後における取締役の地位及び担当の異動は、次のとおりであります。

| 氏 名   | 異動後                    | 異動前                            | 異動年月日     |
|-------|------------------------|--------------------------------|-----------|
| 玉置 貴史 | 取締役 常務執行役員<br>企画・管理本部長 | 取締役 執行役員<br>管理部門担当<br>企画・管理本部長 | 2022年1月1日 |

5. 取締役入江浩幸氏、坂田實氏、井上勝次氏、安田祐一郎氏及び前川康子氏の5名は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
6. 監査等委員4名は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
  - ・坂田實氏は、35年以上企業の経理・総務部門に勤務した豊富な実務経験と専門知識を有しております。
  - ・井上勝次氏は、税理士の資格を有しております。
  - ・安田祐一郎氏は、公認会計士・税理士・不動産鑑定士の資格を有しております。
  - ・前川康子氏は、企業の代表取締役として財務戦略等における豊富な知見を有しております。
7. 取締役入江浩幸氏は、(株)西日本シティ銀行の代表取締役副頭取を兼務し、当社は同行との間に定常的な銀行取引のほか借入等の取引関係があります。
8. その他の社外役員の重要な各兼職先と当社との間に、記載すべき特別な関係はありません。
9. 当社は、取締役坂田實氏及び井上勝次氏の2名を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。また、取締役安田祐一郎につきましても、今後独立役員として指定し同取引所に届け出る予定です。

## ②責任限定契約の内容及び概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

その契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
- ・上記の責任限度が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

### ③役員等賠償責任保険契約の内容及び概要

当社は、保険会社との間において、当社の取締役（社外取締役含む）及び当社の子会社の取締役、監査役を被保険者として、被保険者が当社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補することを目的とする役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。当該契約は継続し更新する予定であり、保険料については、当社が全額負担しております。

### ④取締役の報酬等

#### イ. 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針を以下のとおり決議しております。

##### a. 基本方針

当社の取締役の報酬体系は、企業価値の持続的な向上を図るため、中長期的視点で経営に取り組むことが重要との考えから、個々の取締役の報酬等の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬に加え、企業価値の向上・株主利益の追求に対するインセンティブとしての譲渡制限付株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬のみを支払うこととする。

##### b. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬の額の決定に関する方針(報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責等に応じて同業種・同規模の他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

##### c. 非金銭報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

非金銭報酬は、3年間から5年間までの間で、当社の取締役会が定める期間の譲渡制限を付した株式とし、役位、職責等に応じて、当社の業績及び交付時の当社の株価も考慮しながら、総合的に勘案して株数を決定し、毎年、一定の時期に支給する。

d. 金銭報酬の額、非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の金銭報酬と非金銭報酬の割合については、前記「a. 基本方針」に定めた方針を踏まえ、中長期的な企業成長へ貢献し、かつ株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、企業価値の向上と株主利益の追求に対する貢献意欲が高まるように、最も適切な割合を定めるものとする。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額は、株主総会によって決議された報酬総額（上限）の範囲内において、取締役会より代表取締役社長である篠原英明に具体的内容の決定について委任するものとし、代表取締役社長である篠原英明は、事前に社外取締役の適切な助言を得たうえで、前記「a. 基本方針」に定めた方針に基づき各取締役の個人別の基本報酬の額及び譲渡制限付株式報酬の株数の具体的内容を決定する。

権限を代表取締役社長に委任している理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の地位、役割及び各種貢献度について適切かつ総合的な判断が可能であると判断しているためであります。

# □. 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分                        | 報酬等の総額<br>(千円)      | 報酬等の種類別の総額 (千円)     |             |                | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|----------------------------|---------------------|---------------------|-------------|----------------|-----------------------|
|                            |                     | 固定報酬                | 業績連動<br>報酬等 | 譲渡制限付<br>株式報酬  |                       |
| 取締役（監査等委員を除く）<br>（うち社外取締役） | 228,078<br>(6,030)  | 126,630<br>(6,030)  | －<br>(－)    | 101,448<br>(－) | 6<br>(2)              |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役）    | 10,080<br>(10,080)  | 10,080<br>(10,080)  | －<br>(－)    | －<br>(－)       | 4<br>(4)              |
| 監 査 役<br>（うち社外監査役）         | 2,760<br>(2,040)    | 2,760<br>(2,040)    | －<br>(－)    | －<br>(－)       | 3<br>(2)              |
| 合 計                        | 240,918<br>(18,150) | 139,470<br>(18,150) | －<br>(－)    | 101,448<br>(－) | 13<br>(8)             |

- (注) 1. 当社は、2021年3月26日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 非金銭報酬として譲渡制限付株式報酬を交付しております。当該株式報酬の交付状況は、29頁「2会社の現況(1)株式の状況⑤当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況」に記載しております。
4. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2021年3月26日開催の第31回定時株主総会において年額500,000千円以内（うち、社外取締役分は50,000千円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、5名（うち、社外取締役は1名）です。
- また、この金銭報酬とは別に、2021年3月26日開催の第31回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限株式付与のための報酬限度額として年額200,000千円以内、株式数の上限を年140,000株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は、4名です。
5. 監査等委員会設置会社に移行前の取締役の報酬限度額は、2016年3月29日開催の第26回定時株主総会において、年間500,000千円以内（ただし、使用人分は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち、社外取締役は2名）です。
- また、この報酬の額とは別に、2018年3月28日開催の第28回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割り当てのための報酬限度額は、年額100,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は、3名です。
6. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2021年3月26日開催の第31回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、4名（うち、社外取締役は4名）です。
7. 監査等委員会設置会社に移行前の監査役の報酬限度額は、2001年6月29日開催の第11回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名です。

## ⑤社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

| 取締役会及び監査等委員会等への出席状況及び発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 |           |                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社 外 取 締 役                                            | 入 江 浩 幸   | 当事業年度に開催した取締役会13回全てに出席し、経営者としての専門知識と豊富な実務経験を基に数多くの意見を述べています。<br>これにより、社外取締役に期待される役割を果たしています。                                                                                                                                         |
| 社 外 取 締 役<br>( 常 勤 監 査 等 委 員 )                       | 坂 田 實     | 当事業年度において2021年3月26日に監査役を退任するまでに開催した取締役会3回全て及び監査役会4回全てに出席し、また2021年3月26日における取締役(監査等委員)就任以降に開催した取締役会10回全て及び監査等委員会10回全てに出席し、監査役会では議長、監査等委員会においては委員長として、両会の運営にあたるほか、取締役会においては監査役会及び監査等委員会を代表して意見を述べています。<br>これらにより、社外取締役に期待される役割を果たしています。 |
| 社 外 取 締 役<br>( 監 査 等 委 員 )                           | 井 上 勝 次   | 当事業年度において2021年3月26日に監査役を退任するまでに開催した取締役会3回全て及び監査役会4回全てに出席し、また2021年3月26日における取締役(監査等委員)就任以降に開催した取締役会10回全て及び監査等委員会10回全てに出席し、税理士としての専門家の意見を述べています。<br>これにより、社外取締役に期待される役割を果たしています。                                                        |
| 社 外 取 締 役<br>( 監 査 等 委 員 )                           | 安 田 祐 一 郎 | 当事業年度において2021年3月26日に監査役を退任するまでに開催した取締役会3回全て及び監査役会4回全てに出席し、また2021年3月26日における取締役(監査等委員)就任以降に開催した取締役会10回全て及び監査等委員会10回全てに出席し、公認会計士、税理士及び不動産鑑定士としての専門家の意見を述べています。<br>これにより、社外取締役に期待される役割を果たしています。                                          |
| 社 外 取 締 役<br>( 監 査 等 委 員 )                           | 前 川 康 子   | 2021年3月26日における取締役(監査等委員)就任以降に開催した取締役会10回全て及び監査等委員会10回全てに出席し、経営者としての専門家の意見を述べています。<br>これにより、社外取締役に期待される役割を果たしています。                                                                                                                    |

## (3) 会計監査人の状況

①名称 有限責任監査法人トーマツ

### ②報酬等の額

| 区分                                  | 支払額（千円） |
|-------------------------------------|---------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 37,000  |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 37,000  |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠等を確認し、審議した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項及び同条第3項の同意を行っております。

### ③非監査業務の内容

該当事項はありません。

### ④会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## (4) 業務の適正を確保するための体制

### ①業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての取締役会決議内容の概要は、以下のとおりであります。

イ. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス委員会規程等の社内規程に基づき、コンプライアンス推進に関する方針・施策の審議・決定等を通じてコンプライアンスの徹底を図るとともに、コンプライアンス体制の整備を図り、法令及び定款に違反する行為を未然に防止している。また、コンプライアンスの維持は各取締役が自己の分掌範囲について責任をもって行い、その運用状況については、取締役会及び監査等委員会が監督及び監査を行っている。

- . 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役会規程、文書管理規程及び内部情報管理規程その他の社内規程に基づき、その保存媒体の形式に応じて適切に保存及び管理を行っている。
- ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
内部監査規程及びリスク管理規程その他の社内規程に基づき、損失の防止及び最小化を図るものとし、経営会議にて、当社及び子会社（以下「当社グループ」という。）におけるリスクを網羅的・統括的に管理するとともに、リスク課題の抽出・把握や対応策の立案を行っている。
- 二. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - a. 経営の意思決定と業務執行機能を分離し、経営意思決定の迅速化と経営の効率化を図るとともに、業務執行機能の一層の強化並びに責任の明確化を進め、機動的・戦略的な経営体制の構築を図るため、執行役員制度を導入している。
  - b. 取締役会の決議により、業務執行を担当する執行役員を選任し、担当業務を定め、会社の業務を委任している。
  - c. 各執行役員は業務分掌規程及び職務権限規程によって委譲された職務権限により、取締役会で決定した会社の方針、経営会議での決定事項及び代表取締役社長の指示の下に基づき業務を執行している。
  - d. 業務の結果は取締役会及び経営会議で共有され総合的に評価を行っている。
- ホ. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a. 当社グループ全体を対象として、行動基準を示した社員就業倫理規則その他の社内規程を整備し、その遵守を徹底している。
  - b. コンプライアンス委員会規程に基づきコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備を図り、法令及び定款に違反する行為を未然に防止している。
  - c. 当社グループ共通のコンプライアンスに関する通報及び相談の窓口を内部と外部に設置している。
  - d. 内部監査部門は、内部監査規程に基づき、コンプライアンスの運用状況及び法令等の遵守状況について監査している。
- ヘ. 当社グループから成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - a. 当社は、連結経営による業務の広がりや当社グループ全体のシナジー効果の発揮を推進するため、関係会社管理規程に基づき、グループ全体の内部統制体制を整備し、グループ全体の経営管理を行っている。
  - b. 当社グループは、グループ全体における適切な連結経営体制の構築・維持、内部統制の整備・運用及びリスク管理をグループ管理部門が行い、各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行っている。
  - c. 当社グループは、業務分掌規程及び職務権限規程によって委譲された職務権限に基づき、取締役及び執行役員の職務執行が効率的に実施されるものとし、業績その他職務執行における重要事項等については、毎月開催される取締役会及び経営会議で共有され、部門間調整も含めて総合的に評価している。
  - d. 内部監査部門は、当社グループの業務執行状況及び統制状況を監査し、必要に応じ、改善に向けた指摘・提言を行っている。

ト. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人並びにその独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会を補助する使用人は、必要に応じて内部監査部門の所属員等から兼務させるものとし、その補助使用人については、取締役からの独立性を確保する体制を構築するものとしている。補助使用人は、当社グループの職務執行を兼務せず、監査等委員会の指揮命令に従うものとしている。

チ. 当社グループの取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

a. 監査等委員は経営会議等重要な会議に出席し、審議事項及び業務執行状況等の報告を受けている。

b. 当社グループの取締役（監査等委員である者を除く。）、執行役員及び使用人並びにグループ会社の監査役は、以下の場合に監査等委員に報告を行っている。

- ・会社に著しい損害を与える事実が発生し、又はそのおそれがある場合
- ・役職員が法令もしくは定款に違反する行為をし、又はそのおそれがある場合
- ・その他監査等委員会が報告を求めた場合

リ. 監査等委員会へ報告した者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、監査等委員会へ報告を行った取締役（監査等委員である者を除く。）、執行役員及び使用人並びにグループ会社の監査役に対し当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを社内規程に基づき禁止し、当該報告者を適切に保護するものとしている。

ヌ. 監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する体制

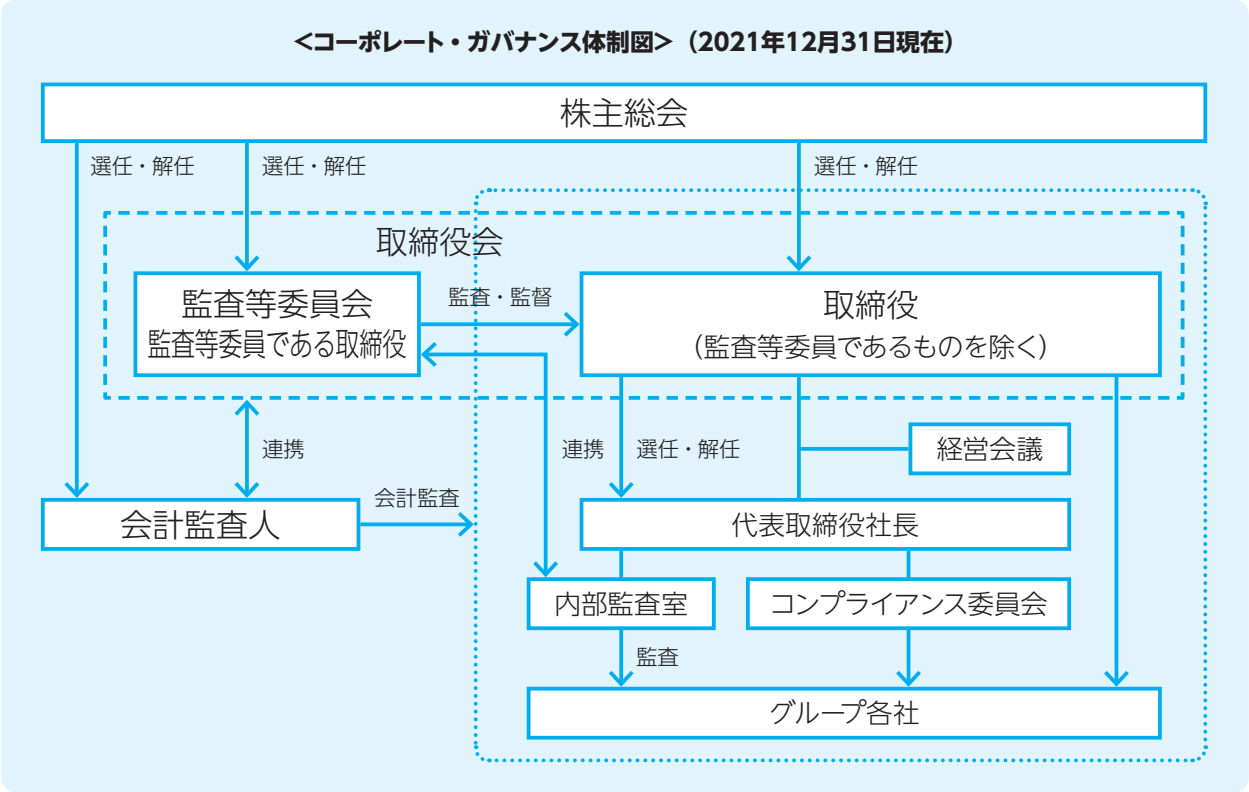
当社は、監査等委員がその職務執行について生じる費用の前払い又は債務の処理等を請求したときは、速やかに当該費用又は債務を処理するものとしている。

ル. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

実効的な監査等委員会監査に資するために、執行部門は監査等委員会監査の実施のための支援協力体制を強化するとともに、監査等委員会は監査情報の共有のために内部監査部門及び会計監査人との連携を密にするものとしている。

②業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループにおきましては、①に掲げた内部統制システムの構築に関する基本方針に基づき具体的な取組みを行うとともに、内部統制システムの運用状況について重要な欠陥がないかモニタリングを常時行っております。また、グループ管理部門及び内部監査部門が中心となり、各部門に対し研修等を通じて内部統制システムの重要性和コンプライアンスに関する教育を行い、グループ全体の統括、推進をしています。



# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2021年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科目              | 金額                |
|-----------------|-------------------|
| <b>資産の部</b>     |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>84,161,900</b> |
| 現金及び預金          | 40,485,693        |
| 不動産事業未収入金       | 841,874           |
| 受取手形・完成工事未収入金   | 5,738,171         |
| 販売用不動産          | 18,245,740        |
| 不動産事業支出金        | 15,310,327        |
| その他のたな卸資産       | 10,399            |
| その他             | 3,621,839         |
| 貸倒引当金           | △92,144           |
| <b>固定資産</b>     | <b>14,848,186</b> |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>8,492,424</b>  |
| 建物及び構築物         | 2,558,812         |
| 土地              | 3,176,705         |
| その他             | 2,756,907         |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>1,148,431</b>  |
| のれん             | 841,145           |
| その他             | 307,286           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>5,207,330</b>  |
| 投資有価証券          | 3,319,904         |
| 繰延税金資産          | 572,554           |
| その他             | 1,502,250         |
| 貸倒引当金           | △187,380          |
|                 |                   |
|                 |                   |
|                 |                   |
| <b>資産合計</b>     | <b>99,010,087</b> |

| 科目                 | 金額                |
|--------------------|-------------------|
| <b>負債の部</b>        |                   |
| <b>流動負債</b>        | <b>33,384,027</b> |
| 不動産事業未払金           | 4,552,145         |
| 工事未払金              | 4,073,838         |
| 1年内償還予定の社債         | 584,000           |
| 短期借入金              | 16,045,545        |
| 未払法人税等             | 1,777,622         |
| その他                | 6,350,876         |
| <b>固定負債</b>        | <b>20,305,972</b> |
| 社債                 | 1,022,000         |
| 長期借入金              | 18,266,674        |
| 株式給付引当金            | 37,975            |
| その他                | 979,323           |
| <b>負債合計</b>        | <b>53,690,000</b> |
| <b>純資産の部</b>       |                   |
| <b>株主資本</b>        | <b>45,242,913</b> |
| 資本金                | 1,094,830         |
| 資本剰余金              | 761,312           |
| 利益剰余金              | 45,256,567        |
| 自己株式               | △1,869,796        |
| <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>30,366</b>     |
| その他有価証券評価差額金       | 66,858            |
| 為替換算調整勘定           | △36,491           |
| <b>新株予約権</b>       | <b>2,163</b>      |
| <b>非支配株主持分</b>     | <b>44,644</b>     |
| <b>純資産合計</b>       | <b>45,320,087</b> |
| <b>負債純資産合計</b>     | <b>99,010,087</b> |

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科目              | 金額        |            |
|-----------------|-----------|------------|
| 売上高             |           | 96,394,450 |
| 売上原価            |           | 77,095,223 |
| 売上総利益           |           | 19,299,227 |
| 販売費及び一般管理費      |           | 10,345,930 |
| 営業利益            |           | 8,953,296  |
| 営業外収益           |           |            |
| 受取利息及び配当金       | 32,512    |            |
| 持分法による投資利益      | 104,617   |            |
| 為替差益            | 333,415   |            |
| その他             | 203,274   | 673,819    |
| 営業外費用           |           |            |
| 支払利息            | 399,653   |            |
| 支払手数料           | 238,438   |            |
| その他             | 57,964    | 696,057    |
| 経常利益            |           | 8,931,059  |
| 特別利益            |           |            |
| 新株予約権戻入益        | 38,642    | 38,642     |
| 税金等調整前当期純利益     |           | 8,969,701  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 3,070,178 |            |
| 法人税等調整額         | △107,095  | 2,963,082  |
| 当期純利益           |           | 6,006,618  |
| 非支配株主に帰属する当期純損失 |           | 4,680      |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |           | 6,011,299  |

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科目              | 金額                |
|-----------------|-------------------|
| <b>資産の部</b>     |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>3,996,823</b>  |
| 現金及び預金          | 2,520,237         |
| 前払費用            | 132,632           |
| 未収還付法人税等        | 723,468           |
| その他             | 620,484           |
| <b>固定資産</b>     | <b>13,099,327</b> |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>730,543</b>    |
| 建物              | 478,192           |
| 構築物             | 152               |
| 機械及び装置          | 415               |
| 工具、器具及び備品       | 78,305            |
| 土地              | 173,479           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>1,442</b>      |
| ソフトウェア          | 1,442             |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>12,367,340</b> |
| 投資有価証券          | 662,970           |
| 関係会社株式          | 10,217,446        |
| 関係会社長期貸付金       | 551,222           |
| その他             | 935,701           |
|                 |                   |
|                 |                   |
|                 |                   |
|                 |                   |
|                 |                   |
|                 |                   |
|                 |                   |
|                 |                   |
| <b>資産合計</b>     | <b>17,096,150</b> |

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

| 科目              | 金額                |
|-----------------|-------------------|
| <b>負債の部</b>     |                   |
| <b>流動負債</b>     | <b>1,414,457</b>  |
| 短期借入金           | 1,175,343         |
| 未払金             | 117,484           |
| 未払費用            | 22,871            |
| 未払法人税等          | 9,323             |
| 前受収益            | 3,074             |
| その他             | 86,359            |
| <b>固定負債</b>     | <b>739,543</b>    |
| 長期借入金           | 676,940           |
| 株式給付引当金         | 329               |
| 繰延税金負債          | 21,230            |
| その他             | 41,044            |
| <b>負債合計</b>     | <b>2,154,001</b>  |
| <b>純資産の部</b>    |                   |
| <b>株主資本</b>     | <b>14,873,787</b> |
| <b>資本金</b>      | <b>1,094,830</b>  |
| <b>資本剰余金</b>    | <b>761,312</b>    |
| 資本準備金           | 94,795            |
| その他資本剰余金        | 666,516           |
| <b>利益剰余金</b>    | <b>14,887,441</b> |
| 利益準備金           | 181,141           |
| その他利益剰余金        | 14,706,299        |
| 繰越利益剰余金         | 14,706,299        |
| <b>自己株式</b>     | <b>△1,869,796</b> |
| <b>評価・換算差額等</b> | <b>66,199</b>     |
| その他有価証券評価差額金    | 66,199            |
| <b>新株予約権</b>    | <b>2,163</b>      |
| <b>純資産合計</b>    | <b>14,942,149</b> |
| <b>負債純資産合計</b>  | <b>17,096,150</b> |

# 損益計算書(2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科目           | 金額     |           |
|--------------|--------|-----------|
| 売上高          |        | 4,432,794 |
| 売上原価         |        | 20,464    |
| 売上総利益        |        | 4,412,329 |
| 販売費及び一般管理費   |        | 767,392   |
| 営業利益         |        | 3,644,936 |
| 営業外収益        |        |           |
| 受取利息及び配当金    | 60,052 |           |
| 補助金収入        | 8,582  |           |
| その他          | 10,155 | 78,790    |
| 営業外費用        |        |           |
| 支払利息         | 35,931 |           |
| 支払手数料        | 8,526  |           |
| その他          | 2,739  | 47,196    |
| 経常利益         |        | 3,676,530 |
| 特別利益         |        |           |
| 新株予約権戻入益     | 38,642 | 38,642    |
| 税引前当期純利益     |        | 3,715,173 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 20,809 |           |
| 法人税等調整額      | 22,290 | 43,099    |
| 当期純利益        |        | 3,672,073 |

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年2月18日

株式会社 シノケングループ  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
福岡事務所

|                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 上 田 知 範 ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 窪 田 真 ㊞   |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シノケングループの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シノケングループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月18日

株式会社 シノケングループ  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
福岡事務所

|                    |               |
|--------------------|---------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 上田 知範 ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 窪田 真 ㊞  |

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シノケングループの2021年1月1日から2021年12月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第32期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書、各種契約書等、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査の結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月21日

株式会社シノケングループ 監査等委員会

常 勤 監 査 等 委 員 坂 田 実 ㊟  
(社外監査等委員)

社 外 監 査 等 委 員 井 上 勝 次 ㊟

社 外 監 査 等 委 員 安 田 祐 一 郎 ㊟

社 外 監 査 等 委 員 前 川 康 子 ㊟

- (注) 1. 監査等委員坂田実、井上勝次、安田祐一郎及び前川康子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。
2. 当社は、2021年3月26日開催の第31回定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行したため、2021年1月1日から上記株主総会終結時までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案

### 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

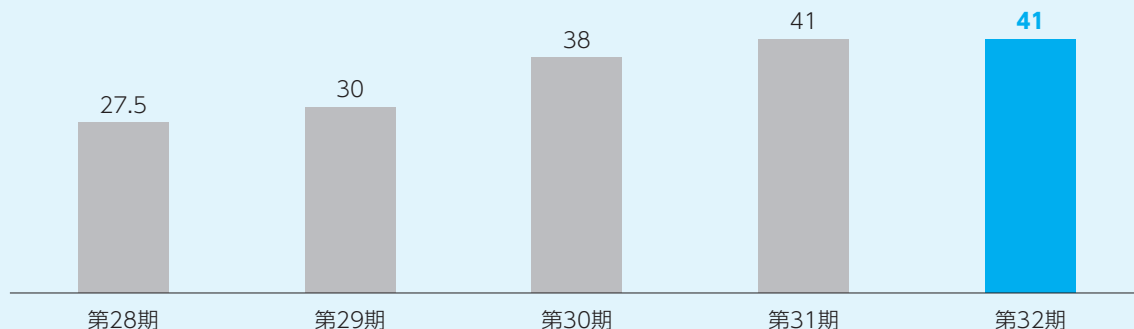
#### 期末配当に関する事項

第32期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

|                          |                                                                                                                                                                 |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 配当財産の種類                  | 金銭                                                                                                                                                              |
| 配当財産の割当てに関する事項<br>及びその総額 | <div> <div>当社普通株式 1 株につき金</div> <div>20.5円</div> </div> <div> <div>その内訳 普通配当</div> <div>20.5円</div> </div> <div> <div>配当総額</div> <div>697,321,153円</div> </div> |
| 剰余金の配当が効力を生じる日           | 2022年3月31日                                                                                                                                                      |

なお、中間配当金を含めました第32期の年間配当金は、普通株式 1 株につき金41円となります。

#### <ご参考> 1株当たり年間配当金（円）の推移\*



※第29期（2018年7月1日）を効力発生日として、株式1株につき、2株の割合で、株式分割を行っております。そのため、上記グラフ内の年間配当金については、第28期首に現在の割合で株式分割が行われたと仮定して算定しております。

## 第2号議案

## 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 令和元年の会社法改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められるとともに、振替株式発行会社（上場会社）には、電子提供措置に係る改正会社法の施行日である2022年9月1日以降、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられることとなりました。これに伴い、所要の変更を行うものであります。
- (2) 経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の構築並びに株主総会及び取締役会の運営について柔軟かつ機動的な対応を可能とするため、現行定款第12条（招集権者および議長）並びに第21条（取締役会の招集権者及び議長）の規定を変更するものであります。
- (3) その他、上記の変更に伴い所要の変更を行うとともに第14条の効力発生にかかる附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

なお、本定款変更は本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

（下線は変更部分を示しております。）

| 現 行 定 款                                                                                                                | 変 更 案                                                                         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 第1条～第11条（省 略）                                                                                                          | 第1条～第11条（現行どおり）                                                               |
| （招集権者および議長）                                                                                                            | （ <u>株主総会の招集権者</u> および議長）                                                     |
| 第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって <u>取締役社長</u> が招集する。<br><u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u> | 第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって <u>あらかじめ取締役会において定めた取締役が招集し、議長となる。</u> |
| 2 株主総会においては、 <u>取締役社長</u> が議長となる。 <u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u>                             | 2 当該取締役に差支えがあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が <u>招集し、議長となる。</u>              |
| 第13条（省 略）                                                                                                              | 第13条（現行どおり）                                                                   |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第15条～第20条 (省 略)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第22条～第39条 (省 略)</p> <p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>(条文省略)</p> | <p>(削 除)</p> <p>(株主総会資料の電子提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、会社法第325条の2に定める電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部について、基準日までに会社法第325条の5に定める書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないこととする。</p> <p>第15条～第20条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会において定めた取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>2 当該取締役に差支えがあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>第22条～第39条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)   | <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第 2 条 変更前定款第14条の削除及び変更後定款第14条の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第 1 条但書に定める施行の日である 2022年 9 月 1 日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日に開催する株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本条は、施行日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日をもって、自動的に削除されることとする。</u></p> |

## 第3号議案

## 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（5名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

|       |   |                                    |                          |
|-------|---|------------------------------------|--------------------------|
| 候補者番号 | 1 | しのはら ひであき<br>篠原 英明<br>(1965年4月3日生) | 所有する当社の株式数<br>6,967,300株 |
|-------|---|------------------------------------|--------------------------|

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年6月 当社 代表取締役社長（現任）

## 取締役候補者とした理由

篠原英明氏は、創業以来、当社社長として、社業をけん引し、その豊富な経験と幅広い見識を活かし、全役員に対して、強力なリーダーシップを発揮しており、また、当社の重要事項の決定及び業務執行の監督において、重要な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者となりました。

（注）同氏は、当社連結子会社である㈱シノケンプロデュース、㈱シノケンハーモニー及び㈱エスケエナジーの取締役会長を兼務し、当社は同社との間に経営指導等の取引関係があります。

|       |   |                                      |                        |
|-------|---|--------------------------------------|------------------------|
| 候補者番号 | 2 | つるかわ じゅんいち<br>霍川 順一<br>(1967年7月10日生) | 所有する当社の株式数<br>205,500株 |
|-------|---|--------------------------------------|------------------------|

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1999年3月 当社 入社

2002年1月 当社 管理部長

2002年6月 当社 取締役

2008年4月 当社 取締役管理本部長

2012年4月 当社 常務取締役

2015年7月 ㈱シノケンコミュニケーションズ代表取締役社長（現任）

2016年1月 当社 取締役常務執行役員

2017年4月 当社 取締役専務執行役員（現任）

## 取締役候補者とした理由

霍川順一氏は、当社の業務管理部門を歴任し、取締役就任後もコーポレート・ガバナンス、ファイナンスをはじめとするバックオフィス業務に深く携わり、業務全般を熟知しております。そのため、さらなる当社の企業価値の向上と持続的な成長を実現するにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者となりました。

（注）同氏は、当社連結子会社である㈱シノケンコミュニケーションズの代表取締役社長を兼務し、当社は同社との間に経営指導等の取引関係があります。

|       |   |                                         |                        |
|-------|---|-----------------------------------------|------------------------|
| 候補者番号 | 3 | み う ら よ し あ き<br>三浦 義明<br>(1968年5月25日生) | 所有する当社の株式数<br>142,300株 |
|-------|---|-----------------------------------------|------------------------|

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

|           |                                |           |                          |
|-----------|--------------------------------|-----------|--------------------------|
| 1995年 6 月 | (株)日商ハーモニー 入社                  | 2012年 3 月 | 当社 取締役                   |
| 2005年 3 月 | 同社 取締役                         | 2016年 1 月 | 当社 取締役常務執行役員（現任）         |
| 2007年 5 月 | (株)日商ハーモニー（現 (株)シノケンプロデュース）取締役 | 2019年 3 月 | (株)シノケンウェルネス 代表取締役社長（現任） |
| 2008年 4 月 | 同社 代表取締役社長                     | 2020年10月  | (株)シノケンハーモニー 代表取締役社長（現任） |

|             |                                                                                                                         |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役候補者とした理由 | 三浦義明氏は、当社の営業部門にて長年にわたり、手腕を発揮してきました。その多岐にわたる経験を活かし、近年では介護部門も担当しております。今後の事業展開を見据えると、同氏の担っている役割は極めて大きく、引き続き取締役候補者といいたしました。 |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

（注）同氏は、当社連結子会社である(株)シノケンハーモニー及び(株)シノケンウェルネスの代表取締役社長を兼務し、当社は同社との間に経営指導等の取引関係があります。

|       |   |                                       |                        |
|-------|---|---------------------------------------|------------------------|
| 候補者番号 | 4 | た ま き た か し<br>玉置 貴史<br>(1977年11月2日生) | 所有する当社の株式数<br>102,700株 |
|-------|---|---------------------------------------|------------------------|

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

|           |                                     |           |                             |
|-----------|-------------------------------------|-----------|-----------------------------|
| 2005年 1 月 | 当社 入社                               | 2020年 3 月 | 当社 取締役執行役員                  |
| 2012年 1 月 | (株)シノケンプロデュース（現(株)シノケンハーモニー）取締役     | 2020年10月  | (株)シノケンプロデュース 代表取締役社長（現任）   |
| 2016年 1 月 | 同社 取締役社長                            | 2021年12月  | (株)シノケンファシリティーズ 代表取締役社長（現任） |
| 2016年 1 月 | 当社 執行役員                             | 2022年 1 月 | 当社 取締役常務執行役員（現任）            |
| 2019年 3 月 | (株)シノケンプロデュース（現(株)シノケンハーモニー）代表取締役社長 |           |                             |

|             |                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役候補者とした理由 | 玉置貴史氏は、当社のアパートメントの企画・マーケティング部門を担当し、また、当社アパートメント部門・賃貸管理部門において優れた手腕を発揮してまいりました。さらに取締役就任後は当社の企画管理部門を担当し、コーポレート・ガバナンス、ファイナンスをはじめとするバックオフィス業務にも深く携わり、業務全般を熟知しています。これらの経験から同氏の担っている役割は、今後の当社グループの発展に重要であると判断し、引き続き取締役候補者といいたしました。 |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

（注）同氏は、当社連結子会社である(株)シノケンプロデュース及び(株)シノケンファシリティーズの代表取締役社長を兼務し、当社は同社との間に経営指導等の取引関係があります。

|       |   |                                     |                    |    |
|-------|---|-------------------------------------|--------------------|----|
| 候補者番号 | 5 | いりえ ひろゆき<br>入江 浩幸<br>(1957年11月11日生) | 所有する当社の株式数<br>600株 | 社外 |
|-------|---|-------------------------------------|--------------------|----|

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

|           |                                    |           |                                 |
|-----------|------------------------------------|-----------|---------------------------------|
| 1981年 4 月 | ㈱西日本相互銀行（現 ㈱西日本シティ銀行） 入行           | 2010年 6 月 | 同行 取締役                          |
| 2005年 2 月 | 同行 西新町支店長                          | 2011年 6 月 | 同行 取締役常務執行役員                    |
| 2007年 5 月 | 同行 営業企画部長                          | 2015年 6 月 | 同行 取締役専務執行役員                    |
| 2008年 6 月 | 同行 執行役員営業企画部長                      | 2017年 3 月 | 当社 社外取締役（現任）                    |
| 2009年10月  | 同行 執行役員福岡地区本部副本部長<br>兼本店営業部長兼福岡支店長 | 2019年 6 月 | ㈱西日本フィナンシャルホールディングス<br>執行役員（現任） |
|           |                                    | 2020年 6 月 | ㈱西日本シティ銀行 取締役副頭取（代表取締役）（現任）     |

### 社外取締役候補者とした理由

入江浩幸氏は、当社の主要な取引銀行である㈱西日本シティ銀行の取締役副頭取（代表取締役）を務められており、その豊富な経験と幅広い知見から、当社においても経営全般に助言をいただくことでコーポレート・ガバナンスの強化にその経験を活かすことが期待されるため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。

- (注) 1. 同氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
2. 同氏は、㈱西日本シティ銀行の取締役副頭取（代表取締役）を兼務し、当社は同行との間に定期的な銀行取引のほか借入等の取引関係があります。
3. 現在、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の同契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ① 取締役(業務執行取締役等である者を除く。)が任務を怠ったことによって、当社が損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
- ② 上記の責任限度が認められるのは、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

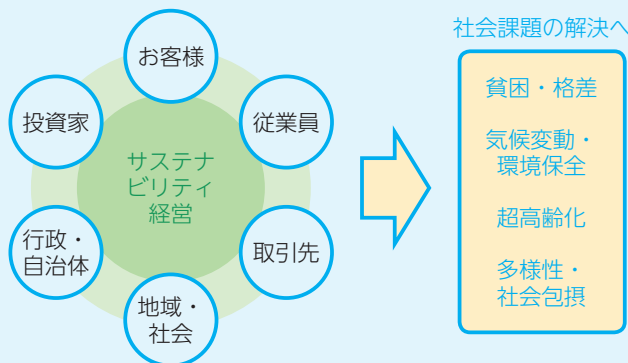
なお、当社は、保険会社との間において、当社の取締役（社外取締役含む）及び当社の子会社の取締役、監査役を被保険者として、被保険者が当社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補することを目的とする役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。当該契約は継続し更新する予定であり、各候補者が再任された場合には各候補者は当該契約の被保険者となります。保険料については、当社が全額負担しております。

以 上

# 当社グループは、持続可能な成長と社会の実現に向けて、サステナビリティ経営を強化しております

## 基本方針

当社グループは、サステナビリティの考え方を経営の中心に置き、ステークホルダーの皆様からのフィードバックを企業活動に活かし、社会の様々な課題を解決してまいります。



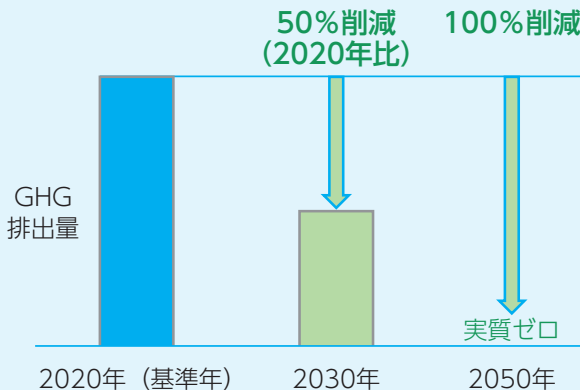
## 気候変動問題へのアクション

### 温室効果ガス(GHG)排出削減目標を設定

2015年12月にGHG排出削減のための新たな国際枠組みとして採択されたパリ協定に賛同・協調し、当社グループの事業活動から排出されるGHGの削減目標を「2030年50%削減（2020年比）、2050年実質ゼロ」と設定しました。

その達成に向け、事業活動全般で省エネ化、再エネ化を推進し、当社の主力商品であるカーボンニュートラルな特性をもつ木造建築の一層の開発と普及等、サステナビリティ社会の実現に向けて取り組んでまいります。

2030年 GHG50%削減（2020年比）  
2050年 100%削減（実質ゼロ）



# 当社グループのSDGsへの取り組み

## 持続可能な社会づくりに向けて

SDGsとは、国連サミットで採択され、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際的な目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（Leave no one behind）という理念に基づいています。

当社グループはその理念に賛同し、様々な商品・サービスの提供を通じて、また、企業の社会的責任としてSDGsの達成に向けて、具体的アクションを起こしてまいります。



## 株主メモ

事業年度

剰余金の配当の基準日

定時株主総会

公告方法

株主名簿管理人

特別口座の口座管理機関

郵便物送付先（連絡先）

毎年1月1日から12月31日まで

期末配当金 毎年12月31日

中間配当金 毎年6月30日

毎年3月開催

電子公告により行う

公告掲載URL <https://www.shinoken.co.jp/>

（ただし、電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときには、日本経済新聞に公告いたします。）

東京証券代行株式会社

東京都千代田区神田錦町三丁目11番地（NMF竹橋ビル6F）

東京証券代行株式会社

東京都千代田区神田錦町三丁目11番地（NMF竹橋ビル6F）

〒168-8522 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

東京証券代行株式会社 事務センター

電話 0120-49-7009

取次事務は、三井住友信託銀行株式会社の全国本支店で行っております。

●住所変更等のお申し出先について

お取引口座のある証券会社にお申し出ください。ただし、特別口座に記録された株式に係る各種手続きにつきましては、特別口座の口座管理機関である東京証券代行株式会社にお申し出ください。

●未払配当金のお支払について

株主名簿管理人である東京証券代行株式会社にお申し出ください。

# 株主総会会場ご案内図



会場

福岡市博多区住吉一丁目2番82号  
TEL 092-282-1234 (代表)  
**グランドハイアット 福岡 3階**  
**ザ・グランド・ボールルーム**

交通

**西鉄バス「キャナルシティ博多前」バス停**から徒歩約3分  
**地下鉄空港線「博多」駅** 西20番出口から徒歩約10分  
**地下鉄空港線「祇園」駅** 3番出口から徒歩約10分  
**地下鉄空港線「中洲川端」駅** 5番出口から徒歩約10分

株主総会当日におけるお土産の配布は実施いたしません。  
何卒ご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。